

## 学校感染症による欠席届

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

これらの感染症（別紙参照）の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった児童生徒等を再登校させる際には、以下の

「学校感染症による欠席届」を担当へご提出ください。

\*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

「学校感染症による欠席届」の用紙

別紙「学校感染症による出席停止の期間」